

飯塚市男女共同参画推進本部設置規程(平成22年飯塚市訓令第1号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第10号

飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本部員は、教育長及び企業管理者並びに部長、議会事務局長、企業局次長及び管理職のうち本部長が指名する者をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本部員は、教育長及び企業管理者並びに部長、議会事務局長、企業局次長及び<u>女性</u>の管理職のうち本部長が指名する者をもって充てる。</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。